

## ○広島県子ども・子育て審議会条例

令和三年十月十四日条例第三十三号

広島県子ども・子育て審議会条例をここに公布する。

## 広島県子ども・子育て審議会条例

(趣旨)

**第一条** 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第八条第一項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、広島県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(組織)

**第二条** 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者その他優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

**第三条** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第四条** 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

**第五条** 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときその他知事が認めるときは、解任されるものとする。

(会議)

**第六条** 審議会の会議（次項及び第三項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第七条** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条の規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第八条** 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

**第九条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第六条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初の審議会の会議は、知事が招集する。
- 3 この条例の施行の日から法の施行の日の前日までの間においては、第一条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第九条の規定により、同法の施行の日前において設置することができる、同法の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定による審議会その他の合議制の機関として」とする。